

令和 7 年度 牧之原市議会

文教厚生委員会視察研修報告書

視察日 令和 7 年 7 月 1 日（火）～ 7 月 3 日（木）

視察先 ◇岐阜県高山市
（学びの多様化教室「にじ色」について）

◇富山県射水市
（射水市こども条例について）
（子どもの権利支援センターについて）

◇石川県金沢市
（不登校支援について）

視 察 研 修 報 告 書

牧之原市議会議長 様

氏名 谷口 恵世

研 修 名	令和7年度 牧之原市議会文教厚生委員会視察研修
研修の期間	令和7年7月1日(火)～7月3日(木)
研 修 先	(1) 岐阜県高山市 (2) 富山県射水市 (3) 石川県金沢市
研修の目的	(1) 岐阜県高山市：学びの多様化教室「にじ色」について (2) 富山県射水市：射水市こども条例について ：子どもの権利支援センターについて (3) 石川県金沢市：不登校支援について
(1) 岐阜県高山市 学びの多様化教室「にじ色」について 視察の目的 近年、子どもたちの学びの在り方は多様化しており、不登校や学校に行きづらさを感じる生徒への対応が求められています。高山市が設置した「学びの多様化教室 にじ色」は、「学校らしさを緩和した新しい学びの場」として注目されており、牧之原市における不登校対策や教育環境の充実に向けた参考とするため、視察を実施しました。 概要 ・ 多様化教室設置検討開始：令和2年度末 ・ 設置規則：令和6年1月30日、高山市宮中学校の分教室として「にじ色」設置 ・ 生徒数（令和7年6月1日現在）：計15名（1年3名、2年5名、3年7名） 教育方針 一人ひとりの学びの保障 「確かな学力」と「レジリエンス（回復力）」の育成 子ども自身が「自分で決める」ことを尊重 一般的な学校らしさを緩和（あえて“学校らしくない”空間） 通学支援 ・ 通学手段：スクールバス、タクシー、保護者送迎、公共交通	

- ・ 通学にかかる費用補助あり

学習スタイル

- ・ 全員一斉授業、学年別授業、進度別学習、個別指導、オンライン学習
- ・ 年間授業時数：770 時間

独自教科

- ・ ボイジャー、プレジャー、ゼミ
→ 自分を見つめ、自分らしさを育む。得意や関心を伸ばすための体験型授業。

実践から得た効果

- ・ 居場所としての成立
- ・ 「ほめる」ことの効果
- ・ 自分で決めることが成長のカギ
- ・ 体験型学習の効果の高さ
- ・ 豊かな体験が子どもたちの心を開く

課題

- ・ 子どもたちの多様性に対応する難しさ
- ・ 卒業後の進路実現への丁寧な支援

所感

「にじ色」は、単なる“別室登校”や“適応指導教室”ではなく、子どもが自分自身の学びを主体的に選び取ることを尊重した教育環境でした。あえて“学校らしくない学校”という考え方に立ち、自由度と安心感を両立させた空間づくりが印象的でした。

教員が「教える」よりも「寄り添う」「承認する」ことに重点を置き、子どもが自己肯定感を育みながら学べる場となっていることが、継続登校や進学率の高さにつながっていると感じました。

また、「にじ色」への入学希望者が全員入学するのではなく、「出会い塾」「適応指導教室」と連携しながら、“その子にとって一番合う学びの場”を審査員と子ども、保護者でしっかりと話し合い、柔軟に選ぶプロセスが設計されている点にも、高山市の丁寧な配慮を感じました。

「にじ色」の取り組みは、不登校を“課題”にとらえるのではなく、“学びの多様性のひと

つ”として受けとめ、制度・教育観・環境を再構築している先進事例といえます。牧之原市においても、子どもたちが多様な学び方の中から「自分に合った場所」を見つけられるよう、柔軟で持続可能な支援体制の構築が求められます。

(2) 富山県射水市：射水市子ども条例について
：子どもの権利支援センターについて

● 子どもの権利条例の経緯

- ・ 1994 年：日本が「子どもの権利条約」（1989 年国連採択）を批准
- ・ 2003 年 3 月：旧小杉町が「子どもの権利に関する条例」を制定
- ・ 2007 年 6 月：「射水市子ども条例」施行
- ・ 射水市では「射水市子ども条例」および「射水市子どもの権利支援センター条例」に基づき、子どもの権利に関する施策を推進

● 子どもの権利の 4 原則（国連「子どもの権利条約」より）

1. 差別の禁止
2. 子どもの最善の利益
3. 生命・生存・発達の権利
4. 子どもの意見の尊重

「子どもの権利支援センターぱれっと」

● 概要

- ・ 市民の提案で設置された、子どもの権利に関する活動拠点
- ・ NPO 法人ぱれっとが設立（2003 年 6 月認証）
- ・ 射水市が施設を設置し、ぱれっとが委託契約で運営（公設民営）
- ・ 担当：子ども家庭部 子ども福祉課
- ・ 委託費：年間約 420 万円

主な取り組み：「居場所事業 ほっとスマイル」

● 内容

- ・ 学校や家庭に居場所がない子どもたちのためのスペース
- ・ 子ども一人ひとりのペースに合わせた支援
- ・ 専門スタッフが活動を話し合いながらサポート
- ・ 子どもの権利に関する研修会や親の会も実施

● 利用対象・体制・費用

- ・ 支援対象：18 歳以下のすべての子ども
- ・ 開所日：月・水～土曜日
- ・ 利用費：市内 100 円／日、市外 300 円／日
- ・ スタッフ体制：常勤 1 名・非常勤 2 名（1 日）

● 居場所の役割

- ・ 安心して外に出られる場（家族の負担軽減）
- ・ 同年代の子と出会える機会

- ・ 生活リズムの回復（体力、睡眠、食事など）
- ・ 「ありのままでいられる場」での自己肯定感の回復
- ・ 学校復帰を前提とせず、自由 → 元気 →（望むなら）戻る

● 感想・所感

射水市では、「子ども条例」や「子どもの権利支援センター条例」という制度的枠組みに基づき、子どもを権利の主体として捉える視点が徹底されている点に強い印象を受けました。

中でも、「学校復帰を前提としない」「いつ来てもいつ帰ってもいい」「活動は自由参加」といった取り組みからは、子どもの“ありのまま”を受け止め、信じて見守る姿勢が伝わってきました。これは単なる“居場所の提供”にとどまらず、子どもの自己肯定感を回復し、再び社会と関わる力を育む重要な場であると実感しました。

また、施設の運営が NPO 法人「ぱれっと」へ委託されている公設民営型である点も注目すべきです。民間ならではの柔軟さと、市の制度的支援がうまく融合しており、官民連携の好例といえます。

射水市の取り組みは、「子どもに任せる・子どもを信じる」という理念が制度と現場でしっかりと体现されており、牧之原市にとっても学ぶべき点が多くあります。特に、居場所づくり・条例整備・官民連携・子どもの声の尊重は、今後の牧之原市の教育・福祉政策において、重点的に検討すべき柱となるでしょう。

（３）金沢市教育プラザにおける不登校支援体制

概要

金沢市は、平成 13 年に「金沢子ども条例」を制定し、翌年「金沢子どもを育む行動計画」を策定。平成 15 年には、教育と福祉の連携による子ども支援の中核施設「金沢市教育プラザ」を開設し、縦割りの解消と総合的支援を実現しています。不登校支援では、校内外の複数支援機関が連携し、未然防止から復帰・社会的自立支援までをシームレスに支援する体制が整っており、民間団体との連携も早期から実施しています。

主な支援体制と取り組み

◆ 学校・教育委員会による体制整備

- ・ 市立小学校 52 校 1 分校、中学校 24 校 1 分校（特別支援分校）
- ・ 【不登校対策連絡会】年 3 回実施、関係者が連携
- ・ 【教育相談の取り組み】
 - － 積極的な家庭訪問

- WEBQ アンケート（全生徒対象）
- 全生徒との1対1面談

◆ 校内教育支援センター（別室登校）

- ・ 令和6年度：全中学校に設置済
- ・ 令和7年度：全小学校に設置予定
- ・ 支援員、スクールカウンセラー、心の絆サポーターがチームで支援

◆ 一人一台端末による心の健康観察

- ・ 定期的な自己チェックにより、早期のサインをキャッチし支援へつなげる

金沢市教育プラザの特徴

◆ 概要

- ・ 平成15年開設、2館体制（教育・福祉の連携拠点）
- ・ 「教育相談部門」「地域教育部門」「研修研究部門」による包括的支援

◆ 相談・支援内容

- ・ 電話相談・面接相談・専門家相談・巡回相談・就学相談
- ・ 子ども専用ダイヤル設置でアクセスしやすさ確保
- ・ 「そだち事業」：不登校児童生徒（約150名登録）が通室
 - 小集団・個別支援、専門スタッフによる社会的自立支援
 - 通室は自由（長期休業中も開室）

◆ 不登校未然防止・レジリエンス育成

- ・ 苦手克服ではなく「得意を伸ばす」支援
- ・ 成功体験を重ねて自己肯定感を高める
- ・ PEERSプログラム（UCLA開発のソーシャルスキル指導）を導入
 - 不登校児以外にも効果あり

民間団体との連携

◆ フリースクール連携

- ・ 令和元年「不登校民間支援団体等連絡会」設置（7団体参加）
- ・ 教育委員会、学校、保護者それぞれの課題共有と連携強化
- ・ 令和2年：不登校支援リーフレット作成
- ・ 令和4年：体験機会創出事業（委託事業）を通じて、フリースクール通所を出席扱いへ
 - 校長が直接出向いて確認し、柔軟に対応

◆ 地域間連携

- ・ 石川中央都市圏教育支援センター連絡会
 - 4市2町の支援機関と連携、研修・研究・情報共有を実施

所感

金沢市の不登校支援体制は、単なる「学校復帰」だけを目指すのではなく、子ども

一人ひとりの社会的自立や多様な学びの在り方を尊重し、教育と福祉が連携して切れ目のない支援を行っている点が印象的であった。

特に、校内教育支援センターの全校設置、教育プラザのワンストップ相談体制、「そだち事業」や「PEERS」のような個に応じた社会性支援、そして民間フリースクールとの連携まで、どの支援も「今、その子が安心できる居場所をどう作るか」という視点に立脚している。これにより、子どもたちは「学校に行けない自分」を否定されることなく、自分のペースで前に進むことができる仕組みになっていると感じた。

また、出席扱いのガイドラインを明確にし、校長がフリースクールを実際に訪問して確認するなど、学校と民間団体の信頼関係を丁寧に築く姿勢も非常に参考になった。制度的な仕組みづくりだけでなく、現場の信頼形成に重点を置いている点に学ぶところが多い。

金沢市では、令和7年度の一般会計予算2,049億円のうち、不登校対策推進費として約1億6,000万円が計上されており、全体の約0.078%を占めています。この比率を牧之原市の予算247億円に当てはめると、同様の水準では約1,926万6,000円に相当する。

子ども一人ひとりに寄り添い、自己肯定感を育む支援の充実には、制度設計とあわせて、こうした財源の確保も重要な視点となる。

本市においても、不登校という一つの状態に対して「何が正解か」を押しつけるのではなく、「その子にとっての最適解」を多様な支援の中から選べるような体制づくりが重要であると改めて実感した。金沢市のように、行政、学校、保護者、民間が対等な立場で意見を交わし、役割を補完しあえる関係性を丁寧に築いていくことが、今後の不登校支援の質を左右すると感じている。

視 察 研 修 報 告 書

牧之原市議会議長 様

氏名 名波 和昌

研 修 名	令和7年度 牧之原市議会文教厚生委員会視察研修
研修の期間	令和7年7月1日(火)～7月3日(木)
研 修 先	(1) 岐阜県高山市 (2) 富山県射水市 (3) 石川県金沢市
研修の目的	(1) 岐阜県高山市：学びの多様化教室「にじ色」について (2) 富山県射水市：射水市こども条例について ：子どもの権利支援センターについて (3) 石川県金沢市：不登校支援について
(1) 岐阜県高山市：学びの多様化教室「にじ色」について ◆「にじ色」の概要 ・市内中学校で、心理的な理由等から不登校となっている生徒に対して、社会的な自立を支援することを目的とし、宮中学校の分教室として設置された ・設置検討会は令和2年から行い、令和6年4月に開校できた ・現在の生徒数は15名（全員中学生）＝定員は15名 ・飛騨地区全域からの入室が可能となっている ・入室には審査が必要である ・宮中学校学区外からの入室の場合は、宮中学校に転校となるが、住所を変更する必要はない ・通学は基本的にはスクールバスで、保護者の送迎の場合は補助金を支給 ・始業9時30分～終業15時 ・内容としては 文科省認定のカリキュラムでありながら、個の学習進度で進められる 国語・数学・理科・社会・英語・体育が主事業で、そのほかに ・ボイジャー（自分で予定を決められる時間） ・プレジャー（自然体験などの時間） ・ゼミ（自分の趣味等にもとづいたテーマの時間） も設定されている 全体としては ① 自分のペースで学べること ② 興味・関心があることが学べること	

- ③ 学級がないことから、自分のままでいられること
- ④ オンライン授業も可能
- ⑤ カウンセリングも受けられる

◆現状の課題としては

- ・職員の対応時間の不足
- ・保護者への対応
- ・時間割の調整
- ・外部機関との調整

があげられ、行政・教育委員会との対応を進めている

◆その他

- ・高山市には、市内30校の小中学校に、「校内教育支援センター」が設置されている
- ・「にじ色」とは別にR5年から教育支援センター「であい塾」を設置し、不登校生徒等のサポートを行っている。

(2) 富山県射水市

◆射水市こども条例について

- ・射水市として合併前に旧小杉町で条例は制定されていたが、合併するにあたり、再度内容を協議し、「児童の権利に関する条約」の理念に基づき、こどもの幸せと健やかな成長を図る社会の実現に向け、「射水市こども条例」を平成19年6月20日に新条例として制定した

・概要

目的＝こどもの幸せと健やかな成長を図る社会の実現

子どもの定義＝ 市民をはじめとする市に関係のある心身の発達の過程にある者

趣旨＝ ①いのちと健康が守られること

②安心して生きること

③必要な保護又は支援を受けられること

④人格が尊重されて、はぐくまれること

⑤人格と能力を最大限まで発達させること

⑥自分の権利に影響を及ぼす事柄について意見を述べること

⑦自分の感じたことを素直に表すこと、仲間をつくり集うこと

そのほかに大人の役割も定義されている

◆子どもの権利支援センターについて

射水市子ども条例、子どもの権利支援センター条例に基づき、子どもの権利に関する施策の推進のための活動拠点（基本的に不登校生徒）

- ・実施主体はNPO法人「ぱれっと」が行っている

- ・施設名称は「ほっとスマイル」
- ・毎週月曜日・水曜日から土曜日の9時から17時に開所
- ・会費として市内在住者＝100円、市外300円
- ・利用対象は18歳以下の子ども
- ・食事は自前
- ・居場所活動（フリースペース・キッチン）
- ・安全で安心して過ごせる居場所としての役割
- ・授業等は行わない
- ・子どもの権利に関する研修会（保護者対象）を毎月1回開催
⇒理事長の明橋医師が担当
- ・子どもの悩み相談も実施
⇒精神科医・心理カウンセラー・スクールカウンセラーが対応
- ・利用者は令和6年度で平均5.5人（1日当たり）
- ・その他の支援事業
⇒家族支援事業＝家族再統合支援（虐待等で親子分離された家族の支援）
⇒子どもの権利条約フォーラムの開催
⇒とやま子どもの権利条約ネットの展開
⇒親と子のリレーションシップほくりく
⇒子ども権利条約にもとづく研修事業

（3） 石川県金沢市：不登校支援について

◆体制として

- ・校内教育支援センターにおける学習支援・相談
- ・市内全校にスクールカウンセラーの配置
- ・心の絆サポーターの配置

◆金沢市教育プラザ

- ・平成13年に「金沢子ども条例」の制定、平成14年「金沢子どもを育む行動計画」の制定、その後、教育と福祉が連携し、乳幼児から中学生の健全育成を総合的に支援する拠点施設として、平成15年7月に開設
- ・内容（一般的に金沢方式とよばれている）
 - ① 研修・研究部門
市内の研修所を統合
 - ② 相談部門
市教育相談センター・保育所の子ども相談センターを移転拡充し、医師・作業療法士・臨床心理士等の専門家による相談体制
・電話（子供専用ダイヤルの設置）・面接・専門・巡回・就学ほか
 - ③ 地域教育部門
PTA・児童委員等の地域リーダーの養成を行う
- ・施設は、富樫・此花の2箇所体制

- ・支援は、個別支援と小集団支援の体制で、個々の状態に応じて専門スタッフが社会的自立を支援する
- ・集団支援では日課表（学習・その他の活動）に基づき進める
- ・個別支援では、担当の相談員が通室する曜日や時間、内容を決めて支援するが、場合によっては小グループ活動にも移行する
- ・また、個の強さと弱さへの指導として得意才能の指導も行う
- ・不適応・不登校の未然防止として、才能の芽を育てる体験活動、「PEERS」プログラムによる対人関係づくりを支援する

◆その他

- ・まだまだ手を差し伸べられていない生徒が多い
- ・メタバースの活用の検討
- ・民間団体との連携として、「石川中央都市圏教育支援センター連絡会」の開催、「金沢市・不登校民間支援団体等連絡会」を開催している
- ・フリースクールは市内に7校ある

<まとめ>

今回訪問した3市とも、当市と同様に不登校生徒は増加傾向にあり、その原因も同様と確認できた。

3市ともに潤沢な予算もあると思われるが、子どもの権利（学び・相談その他）に関係する支援体制は歴史もあり、当市と比較すると相当進んでいることを痛感した。

当市においては、子どもの権利条例の制定作業を進めながら、居場所の拡充を進めることが肝要と考える。

以 上

視 察 研 修 報 告 書

牧之原市議会議長 様

氏名 原口 康之

研 修 名	令和7年度 牧之原市議会文教厚生委員会視察研修
研修の期間	令和7年7月1日(火)～7月3日(木)
研 修 先	(1) 岐阜県高山市 (2) 富山県射水市 (3) 石川県金沢市
研修の目的	(1) 岐阜県高山市：学びの多様化教室「にじ色」について (2) 富山県射水市：射水市こども条例について ：子どもの権利支援センターについて (3) 石川県金沢市：不登校支援について
(1) 岐阜県高山市：学びの多様化教室の取り組みについて 高山市教育委員会では、令和5年度から教育支援センター「であい塾」を設置し多様性を尊重し、可能性を伸ばしていくための子どもたち居場所の1つをスタートさせた。その後、高山市立宮中学校の分教室に文部科学省指定の高山市学びの多様化教室「にじ色」を開き、新しいスタイルの居場所・学びの場に事業展開した。2つの施設は、併設され、登校している学校そのままにして、教育支援を行う「であい塾」と宮中学校に転校する「にじ色」で個人の多様なケースに対応していた。私自身の印象として、「であい塾」は、将来の学校への復帰を視野に社会的自立の学びをサポートしている場で、「にじ色」では、特別の教育課程において、ありのままを受け入れる居場所づくりをしていたと思う。教育支援として、教育環境づくりに取り組んでいるように感じた。 現在、牧之原市も教育支援センター「フルール」を榛原庁舎西館2階に立ち上げ、学校復帰・社会的自立を目指し支援をしている。利用者が増えている為支援の場を増やす計画があるようだ。各小中学校の対応策を含めて、牧之原市内の現状、居場所づくりの施策、人材の確保予算確保などの検証・検討が必要と考えるが、現状への対応の充実の意味で人材・予算を確保して多様化に対応し、牧之原市版の対応策もできるのかなと思う。 私的意見として、牧之原市において、特別の教育課程が子どもたちの未来にどのように影響があるのか無いのかを含め、少し時間をかけ見極める必要と考える。 (2) 富山県射水市：射水市こども条例について ：子どもの権利支援センターについて	

子どもの権利条約は、1989年国連で採択され、1994年に日本が批准した。1、差別の禁止2、子どもの最善の利益3、生命、生存、発達の権利4、子どもの意見の尊重、の4つの原則があり射水市では、旧町時代の小杉町子どもの権利に関する条例制定を支持して合併後、射水市子ども条約として施行した。権利条例については、子どもの育ちより生命の尊厳からの生存・発達と重厚感を感じた。また、射水市は、合併前の各自治体は子どもに関する関心が高く、大島絵本館や施設環境の整備や管理を見てもかなりの先進地だと想像できる。

子どもの権利支援センターでは、子どもの権利条約の理念に基づき「生きていてよかった」社会の実現に向けて子ども支援の活動・啓発をおこなっている。スタートが命の尊厳なので、緊迫感に近い印象と専門性の高さが伺えた。不登校の教育支援や青少年の健全育成とは視点や視野の違いを感じた。基本的な事で大切な事は理解できる。牧之原市において取り組みは必要だが、専門家や施設確保の必要性は考慮が必要と思う。第3の居場所や多様な学校（教室）設置に対して命の尊厳は当然と考える。

（3）石川県金沢市：不登校支援について

金沢市は、平成13年に子どもの幸せと健やかな成長を図るための社会の役割に関する条例「金沢こども条例」を制定、翌14年「金沢子どもを育む行動計画」を作成し、15年教育と福祉が連携し、乳幼児～中学生の健全育成を総合的に支援する拠点施設「金沢市教育プラザ」を開設した。教育プラザは、学校教育センター・青少年健全育成センター・幼児教育センター・こども相談センターの4つの機能が相互連携を図りながら、南部地区「富樫」、駅周辺地区「此花」の2館体制で行っている。

不登校児童生徒支援体制として、魅力ある学校づくりの推進・「チーム学校」による相談体制の確立・不登校対策連絡会等（年3回実施）や人的支援として校内教育センター支援員（学習支援、相談）・スクールカウンセラー（カウンセリング、指導助言市内全校に配置）・心の絆サポーターなどを配置・派遣している。

学校教育センターが運営する小中学生が通室できる教育支援センター「そだち」事業は、小集団支援「そだち Friendship」（富樫）と個別支援「そだち Personal」（富樫・此花）があり、個々の状態に応じ、専門のスタッフが、社会的自立の支援を行っている。また、不登校民間支援団体等連絡会（市内7団体）を立ち上げ連携推進を協議し、親のサポートや不適應・不登校の未然防止にも取り組んでいた。

不登校対策推進費1億6千万円を約3万2千人の児童・生徒に対応する予算付規模に対する判断はつかないが、教育部門と福祉部門が連携して、情報収集・情報共有して、分析・対応している組織が制度化している所は、参考や検討の余地があると思う。予算確保・環境のそろった場所の確保・幅広い分野での人材確保などにどう対応するかが問題だが、子どもの得意な事や苦手の事への指導の方法、親たちの理解や情報共有、研修など不登校への未然防止の対策も大切だと考える。

視 察 研 修 報 告 書

牧之原市議会議長 様

氏名 大石和央

研 修 名	令和7年度 牧之原市議会文教厚生委員会視察研修
研修の期間	令和7年7月1日(火)～7月3日(木)
研 修 先	(1) 岐阜県高山市 (2) 富山県射水市 (3) 石川県金沢市
研修の目的	(1) 岐阜県高山市：学びの多様化教室「にじ色」について (2) 富山県射水市：射水市こども条例について ：子どもの権利支援センターについて (3) 石川県金沢市：不登校支援について
(1) 岐阜県高山市 ①学びの多様化教室「にじ色」について ・高山市学びの多様化教室設置規則（令和6年1月30日）に基づき学びの多様化教室「にじ色」を設置（心理的な理由等から不登校となっている生徒に対して支援をする）令和3年から検討 ・高山市立宮中学校の分教室 ・旧一之宮保健センターであった建物をリニューアル ②経緯 ・不登校の現状 中学校119名（5％）、小学校65名（1.5％） ・支援体制 校内教育支援センター（全30校）設置、であい塾（生活習慣を整える居場所）さらに学習支援のための「にじ色」を設置する ③「にじ色」の現状（定員15名） ・6/1現在の生徒数 1年 男1人 女2人 2年 男1人 女4人 3年 男2人 女5人 ※区域外通学として宮中に在籍 ・支援職員 教員5名、非常勤1名、支援員 ④「にじ色」教室の運営 ・不登校は多様性の一つ 新しいスタイルとしての居場所・学びの場 ・通学 基本は、行はスクールバス（市役所発）、帰りはタクシー（市役所着） 保護者の自家用車送迎可（補助金あり、公共交通機関利用も補助金あり） ・服装自由、給食あり（弁当可）どこで食べても良い 運動会・文化祭参加しない、修学旅行・遠足等は日帰り実施、部活動は本校に参	

加可能

- ・生徒・教職員の名前は、室内はニックネーム（にじ色ネーム）

⑤「にじ色」の日課・授業

- ・日課表

9：40～10：10 1時間目：ボージャー※

10：20～11：05 2時間目

11：15～12：00 3時間目

12：00～13：00 昼食・昼休み

13：05～13：50 4時間目

14：00～14：45 5時間目

14：50～15：00 終会

15：00～ 下校（タクシー発15：00）

※その日の自分の状況に応じた朝のウォーミングアップの時間

- ・授業スタイル

全生徒一斉授業、学年別1教室一斉授業、学年別1教室進度別授業、個室での個別授業、オンライン授業

⑥その他

- ・年に4回入室審査（4・6・10・1月）、市費によるスクールカウンセラーの配置、リフレッシュデイ設定（年に9回生徒の意欲を持続させるための休日）
- ・進路：普通高校、通信高校、その他高校、専門学校
- ・フリースクール（民間2団体）と詳細検討中
- ・全30校へ150名の支援員

（2）富山県射水市

①射水市こども条例について

- ・概要：2003年3月17日 旧小杉町で子どもの権利に関する条例を制定、2007年6月 射水市子ども条例施行
- ・策定作業：旧小杉町で1999年、町民ワーク会議、子どもワーク会議、策定連絡会議、世話人会議の延べ100回を超える会議を実施
- ・合併協議会において、継承される。
- ・こども条例は子どもの権利条約（1989年国連採択、1994年日本批准）の4つの原則（1差別の禁止、2子どもの最善の利益、3生命・生存・発達の権利、4子どもの意見の尊重）を網羅する

②子どもの権利支援センターについて

- ・2003年8月 子どもの権利支援センターほっとスマイルが開所（こども条例、子どもの権利支援センター条例に基づく）
- ・2003年6月 NPO法人子どもの権利支援センターぱれっと設立
- ・市が設置したスマイルをぱれっとが委託契約して運営（公設民営）

③ほっとスマイル事業 自己肯定感を育む場所

- ・子どもの居場所：月・水～土曜日 10 時から 15 時、100 円徴収、市外 300 円
- ・支援の対象は 18 歳以下の子どもすべて 利用者は 3～7 名/日
- ・子どもは自由な過ごし方 学校に戻ることを働きかけない
- ・スタッフは一日 2 人体制
- ・その他スマイルの外では、公園での散歩や遊び・体育館での運動・買い物・農作業など
- ・お泊り会（1 泊 2 日など）

④家族支援事業 富山県からの委託事業として「ぱれっと」が実施

- ・家族再統合支援事業 虐待により親子分離された関係を心理的分離状態から、コミュニケーションを復活させていくプロセス
- ・個別の保護者支援（面談・電話対応）、見守り機関調査（対象児の近況確認調査）
- ・親の居場所 週一回（火曜日）提供

⑤その他の活動

- ・とやま子どもの人権条約ネット 2009 年フォーラムを引継ぎ、各地のイベントで子どもの意見を発信する活動を展開
- ・ぱれっとの研修事業であった自己肯定感を育む子育て・人育てを全国に広める活動において、一般社団法人 HAT 設立

（３） 石川県金沢市

①不登校支援について

- ・概要

	小学校	中学校	
学校数	52 校 1 分校	24 校 1 分校	※分校は特別支援学校
人数	21,269 人	10,695 人	(令和 7 年 5 月 1 現在)
不登校比	1.97%	6.75%	(令和 4 年度)
- ・不登校児童生徒への学校対応 (ア)居場所づくりや絆づくりを推進し、褒める、認める、励ますことで自己有用感を育成することにより不登校の未然防止を図っている。(イ)チーム学校による相談体制を確立し、定期的にアンケートを実施している。(ウ)登校できない児童生徒に対しては、家庭連絡や家庭訪問を実施している。(エ)教室に入れない児童生徒に対しては、校内教育支援センターにて学習やオンラインを活用した授業等、個々のペースや希望に応じた学習支援を行っている。

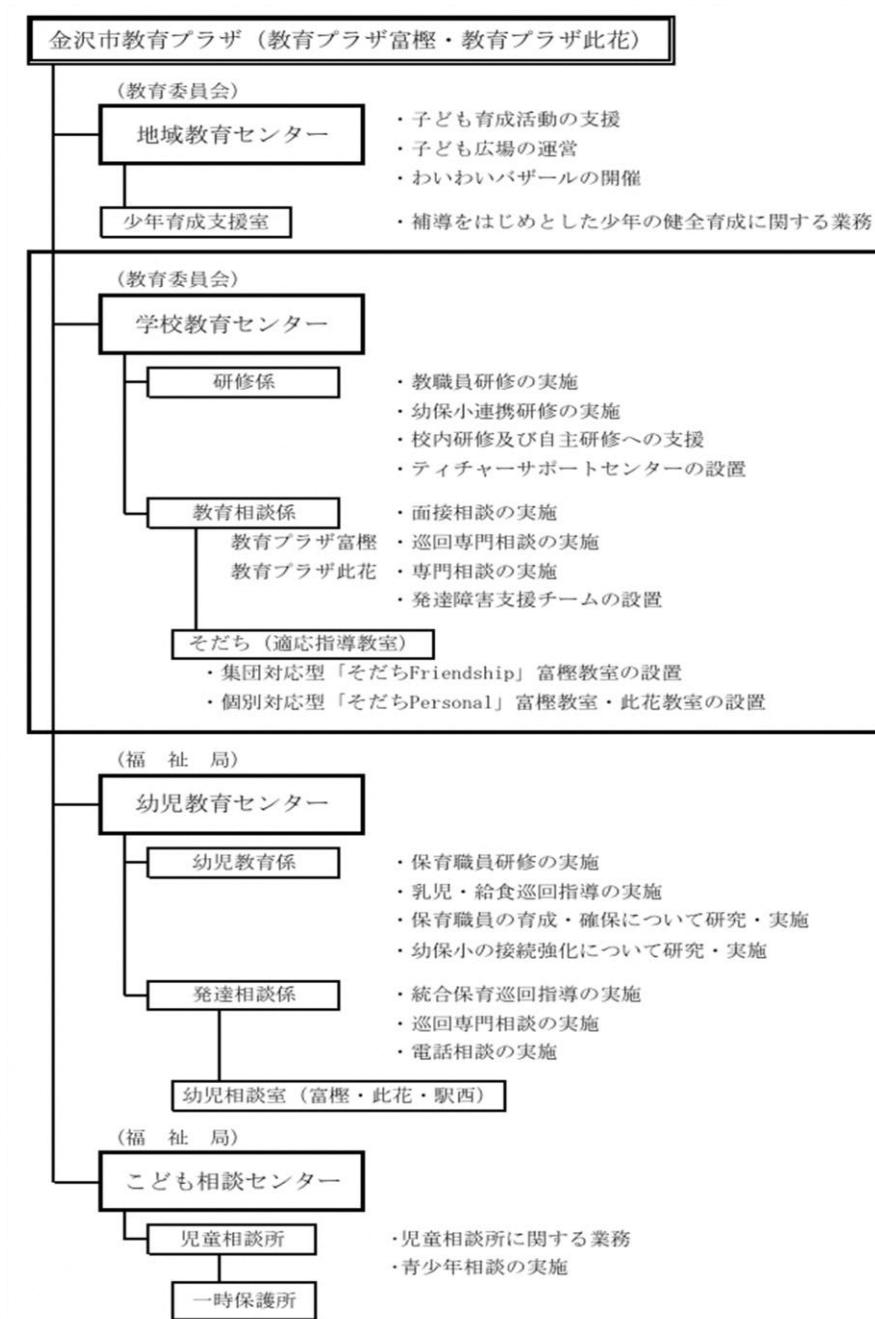
②金沢市教育プラザ

- ・沿革 金沢こども条例制定（平成 13 年制定）→金沢こどもを育む行動計画（平成 14 年）→平成 15 年 7 月に金沢市教育プラザ開設
- ・教育プラザ 2 館体制（富樫・此花） (ア) 相談・研修・地域教育を核とする多彩なサービスが連携を図ることにより、こどもの健全育成を多方面から支援・推進する拠点施設。
(イ) 開館時間 9 時～21 時（年末年始除く）
- ・組織・機能 (ア) 学校教育センター (イ) 幼児教育センター (ウ) 青少年健全育成センター (エ) こども相談センター

・学校教育センター

市立小・中・高等学校の教職員の資質向上のための研修の実施・支援並びに不登校や発達に関する教育相談、不登校の小中学生が通室する「そだち」の運営を行っている。

- ・「そだち」 教育プラザ富樫に、「集団対応」「個別対応」、教育プラザ此花に、「個別対応」を設置し、3教室において、市内に在住する不登校児童生徒を対象に、社会的自立及び学校復帰を目指し、学習支援 や対人関係を築く支援を行う。



③民間団体等との連携

- ・金沢市・不登校民間支援団体等連絡会設置（令和元年12月） 市内7団体参加

(事務局は金沢市教育プラザ)

- ・協議内容 (ア) 不登校支援に関する情報交換 (イ) 不登校児童生徒に対する支援及び成果 (ウ) 金沢市と不登校民間支援団体等との連携推進に関する事項等
- ・主な取組み 連絡会開催(令和2年)、不登校支援リーフレット作成・配布(令和2年10月)、フリースクール通所への理解につながる体験機会創出事業の実施(令和4年)

(4) 感想

不登校支援に関しては3市3様の取り組みをしている。なかでも「子ども(人権)条例」に基づく展開(射水市・金沢市)が特徴的である。高山市では、校内教育支援センター(全30校)→であい塾(生活習慣を整える居場所)→学習支援のための「にじ色」と段階的な取り組みによる多様な学びを創出している。金沢市では中核市として、事務・権限が大きいことから、細部に亘る支援に力を入れている。射水市では旧町からのこども条例を引き継ぐ形で、子どもの権利支援センターが設置され、NPO法人が運営しているのが特徴である。

当市における不登校支援、子どもの居場所づくりは、3市と比較するとやらなければならない課題が多いと感ずる。一つは教育支援センターの充実、フリースクールや子どもの居場所の整備・拡充とこれらへの支援の具体化。二つに子どもの人権条約の学習の場や子ども人権条例の策定をどのように進めるのか。三つにこれらを実施するための検討体制をどうするのか。以上を踏まえた提言は可能か。

視 察 研 修 報 告 書

牧之原市議会議長 様

氏名 太 田 佳 晴

研 修 名	令和7年度 牧之原市議会文教厚生委員会視察研修
研修の期間	令和7年7月1日(火)～7月3日(木)
研 修 先	(1) 岐阜県高山市 (2) 富山県射水市 (3) 石川県金沢市
研修の目的	(1) 岐阜県高山市：学びの多様化教室「にじ色」について (2) 富山県射水市：射水市こども条例について ：子どもの権利支援センターについて (3) 石川県金沢市：不登校支援について
(1) 岐阜県高山市：学びの多様化教室「にじ色」について 不登校問題はいつの時代にも存在し、その原因は時代背景により様々なものがあつたと考えられるが、私の認識の中では生徒間のいじめが主な原因と捉えてきた。 しかし、現代社会における不登校の原因については、実に様々な要因が存在して、いじめについては僅か一部であるということだが、主な要因はA I やD X等に象徴される社会構造が凄まじい勢いで変化していく中で、子どもたちの成長との歪みが生じている結果として、成長途上にある子どもたちに不登校という形での影響を及ぼしているのではと考える。 「にじ色」の実践方針は、子どもたちの主体性を尊重し、傷ついた子どもたちの心身をリセットすることにより、それぞれが持つ個性を見いだして、社会に送り出していくことにあるが、先生方が子どもたち個々の立場を尊重して、寄り添う教育の姿勢に感銘を受けた。 新しい時代の中で、A I やD Xを誰もが受け入れざるを得ない状況ではあるが、生活を豊かにするために人間が作り出したものによって、次代を担っていく大切な子どもたちが不登校というかたちで犠牲になっているのであれば、それを少しでも回避し、その対策を立てていくのは社会の責任であることを痛感した。 (2) 富山県射水市：射水市子ども条例について ：子どもの権利支援センターについて 射水市のこども条例は、子どもの権利条約の精神にもとづいて「こどもの幸せと健やかな成長を図る社会の実現をめざし」、極めて当然でありながら、現代社会に欠けている大切なことを守り実践していく目的のために制定されています。	

こどもは牧之原市の宝ものというフレーズが、20 年前の合併当時よく使われましたが、世界中の誰しものが子どもの大切さは認識をしているのに、どうして大人たちは自分たちの欲求を満たすために、弱い子どもたちを犠牲にすることをためらわないのでしょうか。現在、世界各地で勃発している、国家間の武力を伴う紛争において犠牲になっているのは常に弱い子どもたちです。

傷ついた子どもたちを守り、子どもたちのペースに合わせて支援をしていく施設としての射水市権利支援センターですが、説明を聞く中でたいへん印象に残るお話がありました。

「子どもたちは、学校へ行けなくなった時点で死ぬ勇気もない、自分の人生は終わったと考えている。そんな時に将来の話をして無理。」

私たちが子どもの頃は、何かと根性論が優勢でしたので、歯ざしりして頑張っていれば何とかだった時代でしたが、現代の子どもたちがおかれている社会環境のもとでは、状況に応じそのような考え方は改める必要があることも強く感じました。

今年度から牧之原市でもこども食堂の支援が始まりましたが、苦しんでいる子どもたちが、真に安心してくつろげる居場所とはどのような施設であるべきかを考えながら、子どもの居場所づくりを進める必要性を改めて思い直した研修でもありました。

(3) 石川県金沢市：不登校支援について

研修を行った金沢市教育プラザ学校教育センターは、さまざまな機関との連携を取りながら、子どもたちの健全育成を総合的に支援する拠点施設として開設されています。

私は、福祉から教育は連想しにくい印象がありましたが、金沢市教育プラザでは、「金沢市子ども条例」をバックボーンに教育と福祉が連携して、子どもたちの見守りからケアまで、一体的に支援する体系が整っているのは素晴らしいことだと思います。

教育も当然ながら住民福祉の範疇ではありますが、福祉という言葉からは高齢者福祉が連想されるところを、子どもたちの育ちを多方面から見守っていくために、あえて「教育と福祉の連携」という考え方のもとで教育プラザの運営を進めていることに、市の教育に対する一貫性のある強い思いが感じ取れました。

子どもの不登校については保護者もその事実を安易に認めたくないし、おそらく学校側としても不登校の存在については認めたくないと考えることが通常であるが、金沢市では、民間団体等との連携により不登校民間支援団体を組織して、社会全体で不登校の存在を認め事実に向き合っていると考えられます。

不登校については、たいへんデリケートで難しい問題ですので、より深い議論の上で提言に結びつける必要性を感じました。

視 察 研 修 報 告 書

牧之原市議会議長 様

氏名 植田博巳

研 修 名	令和7年度 牧之原市議会文教厚生委員会視察研修
研修の期間	令和7年7月1日(火)～7月3日(木)
研 修 先	(1) 岐阜県高山市 (2) 富山県射水市 (3) 石川県金沢市
研修の目的	(1) 岐阜県高山市：学びの多様化教室「にじ色」について (2) 富山県射水市：射水市こども条例について ：子どもの権利支援センターについて (3) 石川県金沢市：不登校支援について
1 はじめに 全国的に不登校児童が増加している昨今、牧之原市でもその数は増加傾向にある。このことから、不登校の実態と課題解決に向けて、「学びの多様化」及び「子どもの権利」につて調査研究を進めている。 調査にあたっては、保護者代表のPTA会長、学校長や中学生から不登校や学校生活について話し合いを行い、これらをもとに先進都市における取組の現状と方向性について調査を行った。 1 岐阜県高山市 (1) 学びの多様化教室「にじ色」 高山市教育委員会では不登校などの生徒が多様な学習ができる新たな居場所として、令和6年2月に文部科学省の指定を受け、同年4月に岐阜県内初となる市立宮中学校が本校となる学びの多様化学校分教室として「にじ色」が設置されている。 不登校は多様性の一つ、自分らしく学べる居場所として将来の社会的自立に向けて指導している「にじ色」は、学校への復帰を目指すのではなく、学習したい生徒のための施設であり、一人一人の学びを保障、確かな学力・レジリエンスをつける、自分で決めさせる事に徹することを大切に、学校らしくない学校である。 (2) 「にじ色」の生徒数と不登校の要因 定員15名であり、現在15人となっており中1・男子1人女性2人、2年・男子1人、女性4人、3年男性2人、女性5人と女性数が多い。	

不登校の要因は①学業不振②ラインなどのSNSでの仲間外し③保護者となっている。

(3) 「にじ色」への入所

飛騨地区の学校数は30校すべてに「学校教育支援センター」が設置され、小中生100人が利用し、この中で学習できない生徒は勉強以外の「であい塾」に通い、この生徒が「にじ色」を体験して年4回の審査会により「にじ色」に入所している。「にじ色」へは飛騨地区全域と区域外通学として宮中学校に在籍しての入所が可能となっている。

令和6年度は12人が進学している。

(4) 職員

職員5人、支援員1人(県)、保健2人(市)

子どもの服装は自由、食事は給食でも弁当でよく、本校の部活も自由であり、集団行動の運動会等は参加しないなど子どもの心を大切にした指導を行っている。

(考察)

「にじ色」は不登校の要因である個々の状態に合わせ自由に行動し学習している。その教室は明るく遊び(ビリヤードやダーツ、カードゲームなど)、運動、勉強が自由にできる環境となっている。

自殺する子どもが増加する中、その子の気持ちを大切に自殺から遠ざける指導と環境が整えられ前向きの生きる力がついているなど、子どもの多様性に合わせた指導を視察できた。

2 富山県射水市

- ・射水市こども条例について
- ・どもの権利支援センターについて

射水市では、「子どもの権利条約」の考えに基づき、平成19年に「射水市こども条例」が制定。

- ①命と健康が守られる
- ②安心して生きる
- ③悪い環境から守られ、困ったときは助けを求められる
- ④自分らしく生きる
- ⑤育つこと
- ⑥自分自身の考えを述べる
- ⑦表現と仲間をつくって集うこと

困ったときの相談窓口「子どもの悩み相談窓口」「教育センター教育相談室」「子どもの権利センターほっとスマイル」がある。

（１）経緯

合併前の小杉町の町民参加による１００回を超える議論の末、平成１５年３月に制定され、合併後の平成１９年６月に「射水市子ども条例」として施行された。この条例を具現化する拠点として小杉町において「こどもの権利支援センター条例」構想の下、運営団体としてNPO法人「ぱれっと」が平成１５年６月に認証され、同年８月に射水市こども権利支援センターほっとスマイルが市からの委託を受けた「ぱれっと」が運営する開所された。（公設民営方式）

（２）ほっとスマイル事業

子どもたちが安心して過ごせる居場所である。

全ての子どもが支援対象はであるが、平日に来る子どもは不登校の子どもとなっており、活動費は１日１００円（射水市以外３００円）。

専門家によるこども相談（無料）を行い子供の悩みを持つ親御さんと語る親の会を開催。

（３）射水市大島絵本館

国内外の絵本１万冊、絵本の原画の展示、喫茶ギャラリー、２０８席のシアター、展示・発表のホール、ワークショップなど子どもの健全な成長に不可欠な内容を網羅した施設であり、子どもの権利具現化したものと感じた。

（考察）

「射水市子ども条例」が子どもの権利を守るための具体的な取り組みが実施されている。具体的には、「子どもの悩み相談窓口」「教育センター教育相談室」「子どもの権利センターほっとスマイル」など、子ども一人一人の個性を大事にした対応をしている。個を大切にありのままにいられる居場所で自由に活動できる環境により自己肯定感を育んでいる。

子どもの権利が条例化されていることで行政・民間が連携した取り組みで子どもが守られていることが実感出来た。

絵本館では、子供たちが絵本を通して心の豊かさ、絵本を通して本に親しみ健全な成長を促進する大変良い施設であり射水の子どもたちの幸せを感じた。

牧之原市も子ども、大人も親しめる「いこっと」を更に充実し、牧之原市の子どもの健全な成長を育むことの必要性を感じた。

３ 石川県金沢市

・不登校支援について

（１）金沢市教育プラザ

学校、教育プラザ、福祉健康センター、民間支援団体との連携により不登支援に取り組んでいる。子ども・保護者の悩みを学校（家庭訪問・スクールカウンセラー・校内教育センターによる対策）及び教育委員会（心の絆サポーターによる家庭訪問、

子ども・保護者のサポート）と連携し解決を図り、解決ができない場合は教育プラザ・児童相談所・子育て支援課・ソーシャルワーカーなど必要な機関につなげ対応している。

教育プラザは、平成13年「金沢子ども条例」平成14年に「金沢子供を育む行動計画」が策定され、教育と福祉が連携し、乳幼児～中学生の健全育成を総合的に支援する拠点施設として、平成15年に7月に「金沢子ども条例」を基幹として全国初の施設（金沢方式）として開設されている。

研修・研究部門、相談センターを統合し医師、作業療法士、言語聴覚士、学校心理士、臨床心理士などの専門家による個々の状態に応じた支援を行っている。

また、フリースクール等の民間支援7団体との連携により子どもたちの社会的自立に努めている。

特に、不応、不登校の未然防止①突出した能力②特定のこをみ極める③特徴的な認知思考などの才能を伸ばし、個性を引き出す様々な体験活動や友達作りのプログラムにより、不応、不登校の未然防止に取り組みが行われていた。

（考察）

子どものための各種の施策やセンターにより子どもの権利、子どもを育む行動が一元的に取り組んでいることでこどもに寄り添ったシステムになっており、特に不応、不登校の具体的取組は特に重要である。

（総括）

今回視察した各市の取組は、不応、不登校の個々に応じた対策により、どの子も取り残さない。デリケートな心に沿った子どもの心を大事にした取組が実施されていた。

特に金沢市の不応、不登校を未然に防止する取組は特に重要であり牧之原市においても早急に検討・実施する必要がある。

これらを可能とさせるためには、各部署にまたがらず一元的に行動できるシステムを構築し、個々の子どもに沿った対応が重要であることが実感した。

視 察 研 修 報 告 書

牧之原市議会議長 様

氏名 木村正利

研 修 名	令和7年度 牧之原市議会文教厚生委員会視察研修
研修の期間	令和7年7月1日(火)～7月3日(木)
研 修 先	(1) 岐阜県高山市 (2) 富山県射水市 (3) 石川県金沢市
研修の目的	(1) 岐阜県高山市：学びの多様化教室「にじ色」について (2) 富山県射水市：射水市こども条例について ：子どもの権利支援センターについて (3) 石川県金沢市：不登校支援について
報告書 1 日目 (1) 岐阜県高山市：学びの多様化教室「にじ色」 視察先：高山市立宮中学校、大坪校長の説明を受けました 高山市の児童生徒人口：97,533人 → 現在：83,268人 高山市「にじ色」の取り組み 学校内教室支援センター であい塾（生活リズムの安定支援） にじ色（学習支援） 個々へ（進学支援） ※いずれも学校に在籍したまま利用可能 「にじ色」教室の概要 設立：令和2年より運営開始し、対象生徒数（3年間の累計）：計15名 1年生：男子1名、女子2名 2年生：男子1名、女子4名 3年生：男子2名、女子5名 通学手段 スクールバス タクシー	

保護者の送迎に関しては補助金制度あり

体制

出身地域別

県外：5名（うち8名が転居） 県内：1名 市内：1名

支援体制としては、県・非常勤 5名・・・教科受持ち教員

県 1名

市 1名

校長 1名 以上8名体制

予算

県・市で予算化

文部科学省の指定あり

現在58校 → 380校への拡大見込み

連携・協議体制

校内教育支援センター：毎月会議を実施、不登校に対応

個別の審査会（7名構成）

構成：教職員、にじ色担当者、スクールサポートセンター、不登校専門職 ほか
今後の展望

幼保との連携支援の強化

「心のスクール」検討委員会の設置（庁内連携）

市内フリースクール（2団体）への補助金支援予定

所感

行政と教育委員会との連携が大変効率よく機能しているように感じた。

施設も、子ども主体の環境づくりに徹し、特にトイレがきれいであった。

不登校については、子どもの精神ストレスを排除し、自発的に進学に向けた子どもファーストの気持ちが伝わってきた。

2日目

（2）富山県射水市：射水市子ども条例について

：子どもの権利支援センターについて

見学場所：大島絵本館

築30年の歴史の中で、これだけ絵本に特化した大きな施設が出来ていたことに感動した。また、ワーキングスペースで働いている職員の方々も本当に、本好きな気持ちが伝わってきた。

射水市子ども条例について

平成19年に制定された子どもの権利条約については、

1. 子どもの権利条約とは

子どもの権利条約は、世界中の子どもたちが安全な環境で、安心して、自分に自信

をもって生活できるように保障されるべき権利を定めた国際的な合意（国際法）である。すべての子どもが人間として尊重され、健やかに成長できることを目的としている。

2. 子どもの権利条約の「四つの原則」

この条約には、子ども一人ひとりの権利を守るための基本的な考え方として、以下の四つの原則が示されている。

差別されない権利

人種、性別、国籍、障害の有無などにかかわらず、すべての子どもが平等に扱われる権利。

子どもの最善の利益が第一に考えられる権利

すべての取り組みや判断において、子どもの利益が最優先されるべきという考え方。

生存し、健全に成長していく権利

子どもが健康で安全に暮らし、成長・発達できるよう保障される権利。

自分の意見を述べ、重視される権利

年齢や成熟度に応じて、子どもが意見を自由に述べ、それが適切に考慮される権利。

日本における現状と課題

日本は 1994 年に子どもの権利条約を批准している。しかし、国連などからは「条約が求める内容を日本はまだ十分に守れていない」との指摘を受けている。特に、子どもの意見が政策決定に反映されにくい現状や、教育・福祉の分野での支援の不均衡などが課題として挙げられる。

今後の課題と展望

子ども一人ひとりの意見や尊厳を尊重する社会の実現

教育・福祉の体制強化

条約の内容を社会全体で共有し、実践するための啓発活動の推進

子どもの権利条約は、すべての子どもたちが幸せに暮らせる社会をつくるための土台である。今後もその理念を社会に浸透させる努力が求められる。

射水市 子どもの権利支援センター「ほっとスマイル」視察

講師：NPO 法人ばれっと 明橋理事長の説明を受けた

概要

「子どもの権利」を最優先にして活動している団体であり、子どもに関わる支援や啓発活動を行っている。

年間予算：約 4,200 万円（※補助金あり）

常勤職員：1 名（非常勤職員 2 名体制）

活動内容

児童の居場所づくり

家庭支援を含めた包括的支援

不登校の子どもを対象としたネットワークづくり（全国不登校ネットワーク加入、約 20 団体）

情報の共有と連携

特記事項

「子どもの権利条約」の視点からアプローチ

子どもへの権利教育と理解の促進を重視

所感

子どもたちに「子どもの権利」を伝えることの重要性を改めて認識した。支援の出発点として「権利」を軸に据える姿勢は、今後の活動にも活かしていくべきである。

3 日目

（3）石川県金沢市：不登校支援について

金沢市人口 454,366 人

金沢市教育プラザ学校教育センター 統括支援センター 熊谷氏 説明を受ける

金沢市も「金沢子ども条例」を平成 13 年設置し平成 15 年に乳幼児から中学生の健全育成を総合的に支援する拠点施設を開設した。以後、22 年経過し先進的な金沢市取組について、行政側が予算を不登校対策推進費として、年間 1 億 6,006 万 9 千円とっていて、校内教育支援センター支援員として小中 78 校に対して、99 名に増やしている。特に、不登校の原因の一つとして、コロナ以降人の関わり方の中で無気力さが要因として挙げられている。

金沢市として、ソーシャルスキルの獲得、コミュニケーション能力の向上、親の子ども理解と関わりをサポートする、友だちづくり「PEERS（ピアーズ）」プログラムを立ち上げたり、7 年度予算に、子どもの環境予算としてメタバースによるオンライン支援の予算を 820 万円計上している。

所感

学校＝教育プラザ＝福祉健康センター＝民間支援団体が一丸となり不登校支援に取り組んでいる事が参考となった。

牧之原市においても、早急に「子ども条例」に取り組み、多様化する子どもの権利を守る体制づくりが急務であると考ええる。

その反面、「子どもの権利」と「健全育成」の考え方には、義務教育的な健全育成と多様化する「子どもの権利」保護の相反する考え方の調整が必要ではないかとも今回の視察での所感である。